

請 願 文 書 表	
番号 6-2	受付 令和6年5月20日
件名 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める請願書	
紹介議員 堀口 香奈 大波 修二 石田 裕 高久 良美	

請願の趣旨

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年に国連で採択された付属の条約です。今年、女性差別撤廃条約選択議定書が採択されてから25年目に当たります。私たち「女性差別撤廃条約実現アクション神奈川」は県内の女性たちが参加して発足したネットワークです。女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を実現するために活動しています。

現在、女性差別撤廃条約の締約国189か国中、115か国が選択議定書を批准していますが、日本は批准していません。選択議定書は、個人通報制度と調査制度の2つの手続を定めています。

個人通報制度は、女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害され、救済を求める国内手続が尽くされた後も権利回復がなされていない場合、女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができる手続です。

調査制度は、女性差別撤廃委員会が、女性差別撤廃条約に定める権利の、重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、国に調査結果を意見・勧告とともに送付する制度です。

日本における男女平等の実現は、いまだ途上にあります。各国の男女平等度を示す2023年のジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、146か国中125位です。日本は、第5次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」と規定しています。

SDGsの17の目標の第5は「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る」となっています。

日本においては国連総会で設立を促す決議がされている国内（人権）機関が存在せず、大学医学部入試の女性受験生への差別や、政治の分野での女性の参加、男女間の賃金格差など日本における男女差別の是正に向けて、さらに改革のスピードを進めることが期待されています。女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩です。

大和市では、「第3次大和市男女共同参画プラン」に基づき具体的な取組が進められています。国が女性差別撤廃条約選択議定書を批准することにより大和市における男女共同参画社会実現に向け大きな力になるものです。

現在、全国では234自治体で意見書の採択がされています（県内では中井町と座間市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、葉山町、愛川町、別途川崎市で採択）。

大和市議会におかれましては、国会及び政府に早期批准を求める意見書を採択されますよう切にお願いします。

請願事項

- 1 大和市議会において、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書を採択し、国会及び政府に提出すること。

請 願 文 書 表	
番号 6-3	受付 令和6年5月23日
件名 大和市子ども計画の策定と子ども会議の開催を求める請願書	
紹介議員 堀合 研二郎 山田 己智恵 星野 翔 堀口 香奈 高久 良美 吉田 奈々 布瀬 恵 石田 裕	

【請願の趣旨】

現在、子どもには自分たちに関わることであっても決定権がないと私は強く感じています。

子どもの権利条約第3条「子どもにとってもっともよいことを」とは、子どもに関わるあらゆることを決めるときは、大人のみで勝手に決めるのではなく、子どもの意見を聞いて、お互いに話し合ってから決めるということです。また、第12条「意見を表す権利」とは、子どもは自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っていて、その意見は子どもの発達に応じて十分に考慮されなければならない、ということです。

国連の定める子どもの権利条約は、憲法98条第2項と子ども基本法第3条（基本理念）第11条（子ども施策に対する子ども等の意見の反映）により日本でも国内法になっています。

憲法第98条

第2項 日本国が締結した条約及び確率された国際法規は、これを誠実に順守することを必要とする。

子ども基本法第3条

第3項 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

第4項 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

子ども基本法第11条

国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、および評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となるこども又はこどもを療育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

でも、子どもが意見を表し、それを反映していく仕組みが大和市にはあるのでしょうか。去年、私は集団登校のおかしなところについての要望を大和市の市長、教育長、中央林間小学校の学校長、P

TA会長、校外委員長にお手紙を出しました。読んでいただいたと思いますが、私の意見が反映されたのか、されなかったのかよく分かりませんでした。さらに、子どもからの問題提起であったことが学校内でも、生徒にも、教育委員会などにも周知されませんでした。これでは子どもを一人の人間として認めているとは言えません。子どもが意見を持って無駄だと思わせるような仕組みを今すぐに変えてください。意見を持った子どもが参加する「場」、意見を言える「環境」、意見を聴く大人の存在と、その意見が反映される仕組みをつくってください。

大和市ではどれくらいの大人が「子どもの権利条約」を知っているのでしょうか。子どもの私に何ができるかと考えると、それはこの請願書を提出することでした。大和市内で「子どもの権利条約」を大人にも子どもにも知ってもらう場をつくってほしいです。そして、子どもも「一人の人間として人権（権利）を持っている」ことを知ってもらい、その権利を守っていくために大人と子どもと一緒に話し合ったり意見を交換したり、子どもの意見がその後の自分たちに関する決め事に反映するための仕組みの一つとして、定期的な「子ども会議」を開催してください。

子どもの権利条約の理念を大和市で実現していくために、大和市子ども計画を策定してください。計画を策定する際には、子どもの意見を直接言える場を設け、その意見を計画に反映してください。大和市の子どもの大切な権利を守り、子どもの参加の仕組みをつくり、子どもの意見が反映される仕組みを具体的に整備していくようここにお願いいたします。

【要請事項】

- 1) 子ども基本法に基づく大和市子ども計画を策定してください。
策定する際には、子どもが意見を言える場を設けてください。
また、その意見を計画に反映してください。
- 2) 定期的な「子ども会議」を開催してください。
- 3) こども会議に限らず、意見を持った子どもが参加する「場」、自由に意見を言える「環境」、意見を聴く大人の存在と、その意見が反映される仕組みをつくってください。

陳 情 文 書 表	
番号 6-5	受付 令和6年5月9日
件名 地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情書	

陳情の項目

地方自治法第99条に基づき、次のとおり国に対して地方財政確立のための意見書の提出をお願いいたします。

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資を含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、地方公共団体の増大する行政需要を的確に算定し、住民生活を支える行政体制の構築・サービスの提供に関わる人件費を含めた一般財源の充実を行うこと。
- 2 子育て、医療、介護や虐待防止、生活困窮者自立支援など、地域社会の社会保障ニーズに対応できる制度と人材が継続的に確保・育成できる財源措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定税率の引上げを行うこと。また、所得税及び消費税を対象に地方税への税源移譲を積極的に行うこと。
- 4 会計年度任用職員への勤勉手当の支給を含め、雇用の安定と処遇の改善が図れるよう十分な財政措置を行うこと。
- 5 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、県内で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0～16%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。
- 6 地域公共交通の維持が容易でなくなっている現状を踏まえ、公共交通専任担当者の積極的な確保などを含めた財政措置を行うこと。また、地域公共交通の維持・拡充を主眼とし、一層の施策充実を図ること。
- 7 地方交付税の財源保障・財政調整機能の強化を図り、地方公共団体の実情に応じた対策を講じること。

陳情の趣旨及び理由

地方公共団体には今、急激な少子・高齢社会の到来を受け、子育て、医療、介護など社会保障制度の整備が求められているとともに、人口減少をにらんだ地域活性化対策や、脱炭素化を目指した環

境対策、デジタル化に対応した施策の充実など極めて多岐にわたる役割が求められています。さらに、自然災害の甚大化、頻発化を踏まえた社会インフラの耐震化や地域医療体制の充実が求められています。

2025年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、増大する行政需要に対応した財源確保を念頭に、より積極的な地方財政確立を国に求めるものです。

陳 情 文 書 表	
番号 6-6	受付 令和6年5月22日
件名 大和天満宮の建築費として不当に流用された再開発補助金4300万2712円の返還請求についての陳情書	

【陳情の趣旨】

大和市議会においては、大和市が大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い交付した再開発補助金のうち、大和天満宮の建築費として不当に流用された4300万2712円の返還を、大和駅東側第4地区市街地再開発組合、または不当利得した宗教法人大和天満宮に請求するよう検討するとともに、執行機関に対し、その手続を行うよう要請していただきたい。

【陳情の理由】

1. 飯塚隆広街づくり施設部長（以下「飯塚街づくり施設部長」という。）は、令和5年12月定例会における石田裕市議会議員（以下「石田市議」という。）による「天満宮（以下「本件天満宮」という。）の建設に関わってお伺いします。これは資料⑥に沿って質問していきます。天満宮（本件天満宮）が本来組合に支払わなければならない保留床処分金8152万1190円——約8100万円といいます——が、神奈川県が情報公開で開示した資料②の当該再開発組合の消費税申告書の添付文書、……。この支払い者の部分が黒塗りの保留床処分金（建物分）として記載されている5つの部分——大和市は黒塗りになっていないですが——5つあると思います。この課税売上げに書いてあるのは最大で3851万8478円なのですね。どこにも8152万1190円という金額がないのです。天満宮（本件天満宮）は組合に対して必要な保留床処分金を支払っていないと思料されます。何らかの形で補填をしたとして、それが示されている書類も見当たらない。足りない金額はどこから用立てたのか、不足分に公金は投じられているのか、粉飾決算ではないのか、答弁を求めます。」との質疑に対し、「大和駅東側第4地区市街地再開発組合（以下「本件再開発組合」）による市街地再開発事業（以下「本件再開発事業」という。）の収支は、収入と支出が一致するよう計画されております。」とした上で、「事業支出金は、既存解体工事を含む建設工事費、補償費（保証費は誤記である。）、調査設計費、土地整備費、事務費等で構成され、事業収入金は、保留床処分金、補助金等から構成されており、建設工事費と保留床処分金等を個別に比較するものではなく、全体事業費の収支の中で、法令に基づき適正に施行しております。したがって、議員御指摘の工事請負代金から保留床建物価額と権利床建物価額を引いた差額の考え方算出された約40億円の用途不明金につきましては存在しないものと認識しております。」と答弁（以

下「本件答弁①」という。)する。

2. 飯塚街づくり施設部長による本件答弁①を要約すれば、石田市議が不明と主張する本件天満宮の建築費4300万2712円(8152万1190円-3851万8478円。以下「本件不足金」という。)については、事業収入である保留床処分金または補助金、あるいはその両方が充てられていると解釈でき得るところ、保留床とは、区分所有部分のうち、権利床を除いた床(面積)であることから、その取得費用、換言すれば、保留床処分金については、各区分所有部分を取得する者の自己負担(本件天満宮以外の保留床処分金を本件天満宮の建築費に充てることは不可)であり、また、再開発補助金の使途のうち、共同施設整備については、①に、空地等(通路、駐車施設、児童遊園、広場、緑地、2号施設、地区施設、地区防災施設)、②に、供給処理施設(給水施設、排水施設、電気施設、ガス供給施設、電話施設、ごみ処理施設、情報通信施設、熱供給施設)、③に、その他施設(共用通行部分、防災機能強化、防災関連施設、防音・防振工事、社会福祉施設等との一体的整備、立体的遊歩道及び人工地盤施設、公共用通路、駐車場、電気室及び機械室、集会室及び管理室、高齢者等生活支援施設、子育て支援施設、避難施設、消化施設及び警報装置、監視装置、避雷設備、テレビ障害防除施設、共用搬入施設、歴史的建築物等再生、災害時に活用可能な集会所等の施設、特に国土交通大臣が承認したもの)に限定され、仮に、本件再開発事業に係る再開発補助金支出の根拠規定を、「市街地再開発事業等補助要領」(建設省住街発第47号/昭和62年5月20日/建設省住宅局長通知 最終改正/平成30年3月30日/国住街第248号。以下「本件補助要領」という。)の別表3に明記する「建築主体工事等に要する費用に乗じる数値」として、階数6~12階につき100分の26(本件補助要領第5 補助金の額(注7):共同施設整備に要する費用のうち別表1に掲げる施設の整備に要する費用の合計は、原則として、建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用(別表2に掲げる施設の整備に要する費用中補助対象となるものを除く。)に、施設建築物階数の区分に応じ、それぞれ別表3に掲げる数値を乗じて得た額とする。)とする場合であっても、これらの基準は、一般的共同住宅を射程とし、総床面積に比して、共用共有部分を1割程度(おおむね10%)しか有さない本件再開発事業の施行に伴い建築される施設建築物YAMATO文化森(以下「本件再開発建物」という。)には適さないことから、本件のような例外的事例に対しては、一括積算(当該26%の適用)ではなく、個別積算(補助対象事業ごとに補助金を算出する方法)によるべきであり、このことは、一般論として、その他補助金交付者において確認済みである。
3. ところで、飯塚街づくり施設部長は、石田市議による「再開発組合(本件再開発組合)が行政に提出した公文書を基に、天満宮(本件天満宮)が再開発組合(本件再開発組合)に支払うべき保留床処分金(建物分)の計算方法をお示ししましたが、どこが間違っているのか、詳細な説明を求めます。」との再質疑に対しては、「天満宮(本件天満宮)の保留床建物価額につきましては、神社占

有（専有）部分建物費に共有部分建物費を加え、保留床持分を乗じて算定されております。ここで言う神社専有部分建物費は用途別の収益率を反映したものであり、共用部分建物費は共用部分建物費合計に共用部分共用持分を乗じて算定されたものであります。」と答弁（以下「本件答弁②」という。）するところ、石田市議が算出した本件天満宮の建築費は、本件天満宮の区分所有（専有）部分のみに係る建築費であり、案分となる共用部分共用持分に係る建築費は不存であることから、飯塚街づくり施設部長の本件答弁②は、事実誤認と言わざるを得ない。さらには、飯塚街づくり施設部長は「なお、当事業は、国による会計検査や県による補助金完了検査などにより、収支について十分確認されており、適切に事業が進められたものと捉えております。」とも答弁（以下「本件答弁③」という。）するところ、神奈川県監査委員は、本件再開発事業に係る従前の住民監査請求において、意見として「補助金の額の確定に当たっては、補助金の算出の基礎となる補助対象経費の算定の妥当性について適切に確認を行う必要があるが、本件監査請求において、補助対象経費の算定の裏付けについて確認できない状況があったことは極めて問題であると言わざるを得ない。したがって、都市整備課においては、今後本件と同様な市街地再開発事業に対して補助金を支出する場合には、額の確定の際に、補助金の算出の基礎となる補助対象経費の妥当性について適切に確認を行うことはもとより、その根拠となる書類の整備・保存するなどして、県としての説明責任を適切に果たすことが必要である。」旨を教示することは、県による補助金完了検査に瑕疵ないし不備が存することは言うまでもなく、国による会計検査とは、神奈川県額の確定等に要する資料のみを流用するので、当然に、国による会計検査においても適正を認識（担保）でき得ない（実務としては、社会資本整備総合交付金として、神奈川県が大和市に対する補助金交付申請を精査することにより、県の補助金については、同一事業を事由に、再度の精査は行わないとのことである。）ことから、本件答弁③については、信用に足らざるものなのである。なお、仮に、石田市議が質疑する本件天満宮の建築費おおよそ1億5000万円には、飯塚街づくり施設部長が答弁する共用部分の建物費が加算されている、換言すれば、当該4300万2712円は本件天満宮に係る共用共有部分の建築費となるというのであれば、本件再開発建物の専有部分全体の床面積（各区分所有計）は23,333.78㎡であり、本件天満宮の床面積（区分所有計）は150.36㎡であることから、その持分比率は僅か6.44%程度にすぎないところ、仮に、飯塚街づくり施設部長の答弁②が正しいとすると、共用部分全体の建築費は40億2383万3734円（4300万2712円×（100－6.44））となり、共用共有部分はおおよそ1割程度（23,333.78㎡÷25,790.6㎡）であることから、本件建物の建築費総額はおおよそ3621億0003万6060円（40億2333万3734円×（100－10））となり、本件再開発組合が清水建設株式会社に支払った建築費157億3020万円に大きく乖離（おおよそ23倍）する矛盾が生じるのである。

4. 以上により、飯塚街づくり施設部長が答弁したごとくに、当該4300万2712円が本件天満宮に係る共用共有部分の建築費でないことは言うまでもなく、そうであれば、当該4300万2712円とは、本来、本件天満宮が負担すべき保留床（特定分譲）の建築費であることから、大和市補助金交付規則12条の列記部分のうち、1号または2号、もしくは6号により、同条柱書の規定に基づき、当該4300万2712円の返還を請求するよう求めるものである。

以上

【添付資料】

- 疎甲第1号証 市街地再開発事業等補助要領
- 疎甲第2号証の1 市街地再開発事業に対する支援制度（交付対象項目）
- 疎甲第2号証の2 市街地再開発事業に対する支援制度（共同施設整備交付対象イメージ）
- 疎甲第3号証 住民監査請求の監査結果について
- 疎甲第4号証 一棟の建物の全部事項証明書
- 疎甲第5号証 平成28年6月27日付け工事請負変更契約書

陳 情 文 書 表	
番号 6-7	受付 令和6年5月22日
件名 大和駅東側第4地区市街地再開発組合がYAMATO文化森管理組合に譲渡した残余財産7765万8164円の返還請求についての陳情書	

【陳情の趣旨】

大和市議会においては、大和駅東側第4地区市街地再開発組合が、大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い建築した施設建築物YAMATO文化森の維持管理を目的に設立されたYAMATO文化森管理組合に対し、資金譲渡した当該再開発事業における残余財産7765万8164円のうち、4050万6498円を補助金交付者である大和市に返還させるよう検討するとともに、執行機関に対し、その手続を行うよう要請していただきたい。

【陳情の理由】

1. 大和市（執行機関）では、大和駅東側第4地区第一種市街地再開発（以下「本件再開発事業」という。）の施行を事由に、施行者である大和駅東側第4地区市街地再開発組合（以下「本件再開発組合」という。）に対し、市街地再開発事業の補助金として31億1368万6000円（ただし、平成18年度につき5590万円、平成19年度につき5190万円、平成25年度につき2億8978万6000円、平成26年度につき7億1240万円、平成27年度につき14億1950万円、平成28年度につき5億8420万円）を交付する。
2. 本件再開発組合は、本件再開発事業の施行に伴い建築した施設建築物YAMATO文化森（以下「本件再開発建物」という。）の竣工により、平成29年3月31日に解散（同日付神奈川県告示第161号）し、もって令和3年3月26日に開催された清算総会において、残余財産7765万8164円を、本件再開発建物の維持管理を目的に設立されたYAMATO文化森管理組合（以下「本件管理組合」という。）に譲渡（以下「本件資金譲渡」という。）する。なお、大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業決算報告書（残余財産処分報告（その2））における差引最終残余財産の金額は7765万8566円である。
3. 国（国土交通省都市局市街地整備課長／同住宅局市街地建築課長）は、令和4年3月31日、各都道府県、政令指定市市街地再開発事業主務部局長に対し、「社会資本整備総合交付金の市街地再開発事業に係る基礎額の取扱いについて」と題する通達（国都市第150号／国住街第271号。以下「本件通達」という。）を発する。
4. 神奈川県は、本件通達に基づき、令和6年3月27日、従前の都市再開発事業補助金等交付要綱

(令和3年4月1日施行)に対し、補助金の交付率につき、第5条第4項として「第1項の規定に関らず、市街地再開発事業に充てられる補助金等の総額は、当該事業に要する費用から公共施設管理者負担金及び保留床処分金等を合計した額を控除した額を限度とする。」旨を、保留床処分金等の定義につき、第2条の第5号として「保留床処分金のほか、参加組合員負担金、特定事業参加者負担金、国庫補助金、地方公共団体からの補助金(社会資本整備総合交付金を活用した本件補助金を除く)、賦課金、分担金、消費税の還付金及びその他これらに類する収入をいう。」旨を、補助事業の状況報告につき、第11条第2項として「前項の規定により行うもののほか、知事は必要に応じて、補助事業等の遂行の状況の報告を求め、又はこれを調査することができる。」旨を追加するとともに、市街地再開発事業完了時の補助金の返還として、第16条「市街地再開発事業が完了した場合において、補助金等の額の確定後に、当該事業に充てた補助金等の総額が、第5条第4項に規定する限度を超えていることが明らかになった場合には、補助事業者は、知事と協議の上、差額に相当する額を県に返還しなければならない。」旨を新設(以下「県令和6年改正」という。)する。なお、従前の第16条は第17条に、第17条は第18条に、第18条は第19条に、第19条は第20条に、それぞれ移行となる。

5. 神奈川県知事は、県令和6年改正に伴い、県下の各市町村長に対し、「都市再開発事業補助金等交付要綱の一部改正について(通知)」と題する通知(都整第2228号。以下「本件通知」という。)を発し、大和市(執行機関)は、令和6年3月28日、本件通知を受理(受信)する。
6. ところで、県令和6年改正とは、要約すれば、確定申告に基づく消費税の還付金については、事業収入である保留床処分金等に計上し、それにより生じた残余財産(事業に充てた補助金の総額が、第5条第4項に規定する限度を超えていることが明らかになった場合の差額)については、神奈川県に返還する趣旨であるところ、消費税の導入が平成元年度(平成元年4月1日)であることに鑑みれば、このような趣旨の改正は、消費税が導入された当時(平成元年度)に行われるべきであることから、県令和6年改正には、遡及効が及ばないとしても、大和市は、本件再開発事業の管轄(地)となる普通地方公共団体であり、神奈川県とともに、補助金を交付する者であることはもとより、本件再開発組合、もって、本件管理組合の構成員(組合員)であることから、県令和6年改正に照らし、道義的、かつ、道徳的責任において、本件再開発組合が還付を受けた消費税を原資とする残余財産7765万8164円は、補助金交付者に返還されるべきものであり、大和市は、本件再開発組合に交付された補助金のおおむね52.16%を負担することから、うち4050万6498円(補助金全体のおおむね52.16%)については、大和市に帰属するものなのである。すなわち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適化法」という。)7条2項の解釈ないし運用として、大和市(執行機関)でも、国はもとより、神奈川県と同様に、消費税の還付金は、本来、「相当の収益」として補助金交付者に返

納すべきことを熟知するにもかかわらず、大和市第一種市街地開発事業補助金交付要綱（平成18年4月13日告示第号）を整備新設するにあたり、そのような趣旨の規定を設けないことは、行政不作為（作為義務違反）であり、この不作為は、今日に至っても黙認（放置）されているゆゆしき問題なのである。

7. さらには、本件再開発組合は、本件管理組合との間における「資金承継に関する覚書」（以下「本件覚書」という。）において、譲渡した7765万8164円の用途を、①近隣対策費（近隣住民に対するプライバシー対策（目隠しフィルム・ベランダ目隠し（鋼製）等）費を想定）、②電波障害対策費（調査時において不在だったが、施設建築物完成後に在宅となった者からのクレームによる電波障害対策費を想定）、③全体共用部分不具合改善工事費（上記外で、全体共用部分に発生する可能性のある不具合の改善工事）に限定するところ、本件覚書は、有効期間を10年とし、その後においては、本件再開発建物の維持管理に充てられる旨を定めていることはもとより、そもそも論として、本件再開発組合と本件管理組合とは別個独立した団体であることに鑑みれば、本件資金譲渡は、単なる無償譲渡、換言すれば、寄附にすぎないことから、これを行うことは、本件再開発組合の財産を不当に減額（消滅）させる不当として、看過でき得ないことは言うまでもなく、したがって、当該7765万8164円については、県令和6年改正以前においても、補助金適化法7条2項所定の「相当な収益」として、補助金交付者に返還すべきものなのである。

以上

【添付資料】

疎甲第1号証	大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業決算報告書
疎甲第2号証	資金承継に関する覚書
疎甲第3号証の1	社会資本整備総合交付金の市街地再開発事業に係る基礎額の取扱いについて
疎甲第3号証の2	（参考）市街地再開発事業の基礎額の考え方
疎甲第4号証の1	都市再開発事業補助金等交付要綱の一部改正について（伺い）
疎甲第4号証の2	都市再開発事業補助金等交付要綱の一部改正の概要
疎甲第4号証の3	補助金の総額の限度額の考え方
疎甲第5号証	都市再開発事業補助金等交付要綱（改正前）
疎甲第6号証	都市再開発事業補助金等交付要綱（改正後）
疎甲第7号証の1	都市再開発事業補助金等交付要綱の一部改正について（通知）
疎甲第7号証の2	都市再開発事業補助金等交付要綱新旧対照
疎甲第8号証	街づくり推進課電子メール
疎甲第9号証	大和市第一種市街地再開発事業補助金交付要綱

陳 情 文 書 表	
番号 6-8	受付 令和6年5月24日
件名 地方自治法改正案を受け、国に地方分権の推進を求める陳情書	

現在、国会で審議が進んでいる自治体に対する国の指示権を拡充する地方自治法改正案への懸念が広がっている。

国の指示権は現状、災害対策基本法や感染症法など個別法に規定があれば行使できるが改正案は個別法に規定がなくても「国民の生命保護のために特に必要な場合」には、国が自治体に必要な対策の実施を閣議決定で指示できるよう特例を設ける内容だ。

しかし「国民の生命保護のために特に必要な場合」に明確な線引きがなく、制度が乱用され、地方の自治権がより一層、損なわれることが強く懸念されている。

日本弁護士連合会は3月、「曖昧な要件のもとに国の指示権を一般的に認めようとする点で、憲法の地方自治の本旨に照らし極めて問題」として反対する会長声明を出した。

全国知事会も慎重な審議を求め、5月10日、国の補足的指示について、国と自治体との事前協議や、指示範囲を必要最小限にとどめるよう求める提言書を提出している。

地方分権改革は衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」（1993年）に始まり、明治以来の中央集権的な行政を見直し、国から地方への権限移譲を進めた。また2000年施行の地方分権一括法で国と地方は「対等・協力」の関係とされ、国の地方行政への関与を縮小してきた。しかし、「地方分権を推進する決議」で問題視された、東京一極集中は、より激しさを増しており、ほぼ全ての自治体が国からの交付金に依存しなければならない実情は、いまだ中央集権的な社会構造が色濃く残っていることの証左であり、日本の地方自治の確立は道半ばである。

今回の国の指示権を拡大する地方自治法改正案は、この地方分権の流れに著しく逆行するものであり到底、看過できない。

以上を踏まえて、大和市議会として国に以下の項目を意見するよう求める。

1. 国の指示権は個別法に基づいて行使すること。
2. 有事の際は地方自治体の財政や権限の裁量権を拡充し、それぞれの地域の実情に合った対策が迅速に打てるよう体制整備を進めること。
3. 改めて1993年の衆参両院による「地方分権の推進に関する決議」に立ち戻り、同決議にあるとおり、国から地方への権限移譲、地方財源の充実強化等、地方公共団体の自主性、自

立性の強化を図り、二十一世紀にふさわしい地方自治を確立すること。

以上